

## 台東区立浅草公会堂デジタルサイネージ設置・運用事業者募集要項

### 1 募集の趣旨

台東区では、区の資産を有効活用することによって財源を確保し、得られた財源により区民サービスの向上を図るとともに地域経済の活性化を目的とした広告事業に取り組んでいる。

この広告事業の取り組みの一つとして、台東区立浅草公会堂デジタルサイネージ(以下、「デジタルサイネージ」)を設置・運用するにあたり、広く事業者からの提案を募集する。

### 2 事業名

台東区立浅草公会堂デジタルサイネージ設置・運用事業

### 3 事業内容

(1) 台東区立浅草公会堂に各掲載情報を満たしたデジタルサイネージを設置・運用する。

なお、館内情報に関する映像は、区で制作・更新できるものとする。

設置場所については、別紙1を参照のこと。

(2) デジタルサイネージの設置、放映並びに撤去等に係る経費を負担する。

(3) 広告に係る広告主の募集を行う。

### 4 施設概要

場所 台東区立浅草公会堂(東京都台東区浅草1-38-6)

開館日時 午前9時から午後9時(催し物によって前後することがある)

閉館日 12月31日・1月1日・保守作業日等(不定期)

### 5 広告掲載料

提案金額は、月額とし消費税及び地方消費税を含んだものとする。ただし、行政財産使用料及び電気使用料は含まない。

最低提案価格は、月額10,000円(税込)とする。

### 6 広告料等の納入

事業者は、次の各号の料金を区に納入する。

(1) デジタルサイネージで広告を放映する対価として広告掲載料

(2) デジタルサイネージの放映に要する電気使用料金(設置機器の消費電力をもとに区が積算した額)

(3) 東京都台東区行政財産使用料条例に基づく使用料(使用面積の割合により区が積算した額)

【参考価格】

使用面積0.5m<sup>2</sup>あたり(参考月額1,541円)

※ 実際に使用許可する時は価格が変わる場合がある。

事業者は、区が指定する期日までに区の発行する納入通知書により、上記料金を納入するものとする。

## 7 その他

- (1) デジタルサイネージの設置にあたっては、施設管理部署と十分な打ち合わせをしてから行うものとする。
- (2) 区は、デジタルサイネージの放映期間中に事業者の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適当な事情が生じた場合は、放映を中止することができる。

## 8 契約期間

- (1) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。  
なお、事業の実施状況により、引き続き1年単位で契約更新できるものとする。更新は4回までとする。
- (2) デジタルサイネージ広告の募集を、契約締結日から行うこと。

## 9 参加資格要件

- (1) プロポーザル方式へ参加できる者は、次に掲げる資格要件を満たす者とする。
  - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - ② 東京都台東区競争入札有資格者指名停止基準(平成10年2月20日付9台総経第170号)による指名停止措置を受けていないこと。
  - ③ 東京都台東区暴力団排除条例(平成24年1月26日付23台総経第645号)による入札参加除外措置を受けていないこと。
  - ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てをした者にあっては裁判所により更生計画認可の決定を受けていること。
  - ⑤ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生計画開始の申立てをした者にあっては、裁判所により再生計画認可の決定を受けていること。
  - ⑥ 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されていないこと。
  - ⑦ 地方公共団体において令和2年4月1日以降に履行完了した類似業務の運用実績があること。
- (2) プロポーザル方式への参加者が、8の契約の締結まで上記①～⑦のいずれかを満たさないこととなった場合は、その時点で失格とする。

## 10 選定スケジュール・提出書類

### (1) 提出期間

令和8年1月5日(月)から令和8年1月9日(金)まで  
電話連絡後、直接持参により提出すること。郵送は受け付けない。  
受付時間は提出期間内の午前8時30分から午後5時まで(閑庁日を除く)

## (2) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書(様式1) 正本1部
- ② 会社概要(様式2)及び会社概要に記載の書類 正本1部  
地方公共団体において令和2年4月1日以降に履行完了した類似業務の運用実績がある場合は、事業実績欄に事業実績内容を記載すること。
- ③ 企画提案書 正本1部 副本10部
- ④ 上記③について、紙媒体のほか、電子ファイルデータも提出すること。データは PDF 形式の電子ファイル(CD-ROM)1 部を提出すること。
- ⑤ 副本には応募事業者が特定できる会社名、語句、社章及びロゴマーク等は掲載してはならない。

## (3) 企画提案書の内容

- ① 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの範囲で企画を提案する。なお、事業期間の終了は令和 13 年 3 月 31 日とする。
- ② 区に支払う広告掲載料の月額(積算根拠として施設の単価) 前記 5 の金額
- ③ 設置するデジタルサイネージの仕様  
(寸法、設置場所、設置面積、電源入切方法、音量調節方法等)
- ④ 事業開始までの作業スケジュール(広告主募集、デジタルサイネージ設置等)
- ⑤ 地図情報(浅草公会堂周辺案内地図)の構成、更新方法(掲載内容、更新頻度等)
- ⑥ 広告映像の構成及び放映方法(枠数、1サイクルの放映時間、閲覧者の操作方法等)
- ⑦ 広告内容に問題があった場合の対応方法
- ⑧ 付帯設備に問題が生じた場合の対応方法
- ⑨ 自社の広告審査の体制と基準の内容
- ⑩ 広告の集め方、区内業者の優先度
- ⑪ その他、独自の提案、工夫などアピールしたい事項
- ⑫ 上記提案内容は JIS 規格による A4 又は A3 版(A4・A3 の混在可)で 8 枚以内(両面印刷)とする。ただし、A3 は 2 枚としてカウントする。また、これとは別に A4 の表紙を付けること。文字サイズは 10 ポイント以上とする。それ以外の様式は自由とする。

## (4) 質問の受付

- ① 電子メールにて、「公募に関する質問書」(様式3)を送付すること。なお、電子メールアドレスについては、事務局に電話で問い合わせをすること。
- ② 件名は「【事業者名】台東区立浅草公会堂デジタルサイネージ設置・運用事業」とすること。送信後、電話にて受信確認を行うこと。
- ③ 口頭での質問は不可とする。
- ④ 質問の内容によって個別に確認する場合がある。
- ⑤ 質問に対する回答は区ホームページ上で行う。
- ⑥ なお、gmail 等のフリーアドレス及び2MB 以上のデータが添付されている電子メールは、受信できない可能性があるため、質問書を提出した場合は必ず事務局まで電

話連絡すること。

#### (5) 選定スケジュール

	手続き等	日程
1	募集要項公表	令和7年12月15日(月)
2	質問の提出締切	令和7年12月19日(金)
3	質問の回答	令和7年12月24日(水)
4	書類提出締切	令和8年1月9日(金)
5	一次審査(書類審査)	令和8年1月下旬
6	一次審査の結果及びプレゼンテーションの時間等の通知	令和8年1月下旬
7	二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和8年2月9日(月)
8	結果通知、結果公表	令和8年2月16日(月)
9	契約の締結	令和8年4月1日(水)

※審査の進捗状況により、日程が変更になる場合がある。

### 11 選定方法・結果通知

#### (1) 第1次審査

選定委員会において、提出書類に基づき書類審査を行い、第2次審査に進出する者を選定する。第1次審査の結果については、文書にて通知する。なお、必要に応じて追加資料の提出を求めるこや、ヒアリングを行う場合がある。

#### (2) 第2次審査

- ・ 第1次審査を通過した参加者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。これに第1次審査結果を加味し、総合的に評価して順位を定める。
- ・ 第一位の者を優先交渉権者に確定し、第二位以下の者は次点の交渉権者として順位を確定する。
- ・ 選定結果は文書にて通知する。なお、審査の経緯は公表しない。また、審査結果についての異議申立ては受け付けない。

#### 【プレゼンテーションの内容】

- ・ 1参加事業者の持ち時間は40分とし、説明を25分、質疑応答を15分とする。
- ・ プrezentationの出席者は、3名以内とする。
- ・ プrezentationの際に用いる資料は、事務局に提出した提案書を用いるものとする。
- ・ 提案書の範囲内であれば、プロジェクターを利用して説明することも可能とする。その場合は、事前に事務局へ連絡を入れること。なお、プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意するが、パソコン等の機材は参加事業者が用意すること。

### 12 審査項目

審査項目	審査基準
提案価格	広告掲載料提案金額が妥当か

提案内容	寸法、設置場所、設置面積、電源入切方法、音量調節方法、地図情報の構成、広告映像の構成及び放映方法、広告事業者募集方法が妥当か
業務体制	広告内容及び付帯設備に問題が生じた場合の対応体制が整備されているか
事業実績	地方公共団体において令和2年4月1日以降に履行完了した類似事業実績があるか
その他	会社概要(経営規模)が妥当か

### 13 優先交渉権者決定後の流れ

仕様書確定の協議→契約締結→行政財産使用許可申請→許可→設置→放映

委託業務の実施に際しては、提出書類の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではない。したがって、優先交渉権者と区は、審査の結果採択された企画提案に基づき、委託業務の内容について、委託業務の内容の詳細及び契約金額を別途協議・調整のうえ、契約内容を決定する。よって、提出書類による提案の内容を一部変更して契約する場合がある。

仕様書の確定後、契約締結日付で契約締結するものとする。

なお、優先交渉権者との契約に至らなかった場合、次点の交渉権者が優先交渉権者となる。

### 14 情報公開について

本プロポーザルの参加表明手続き以降に、区に提出された書類については、東京都台東区情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。東京都台東区情報公開条例第6条に該当する事項以外は公開となるため、あらかじめ了承すること。

### 15 その他

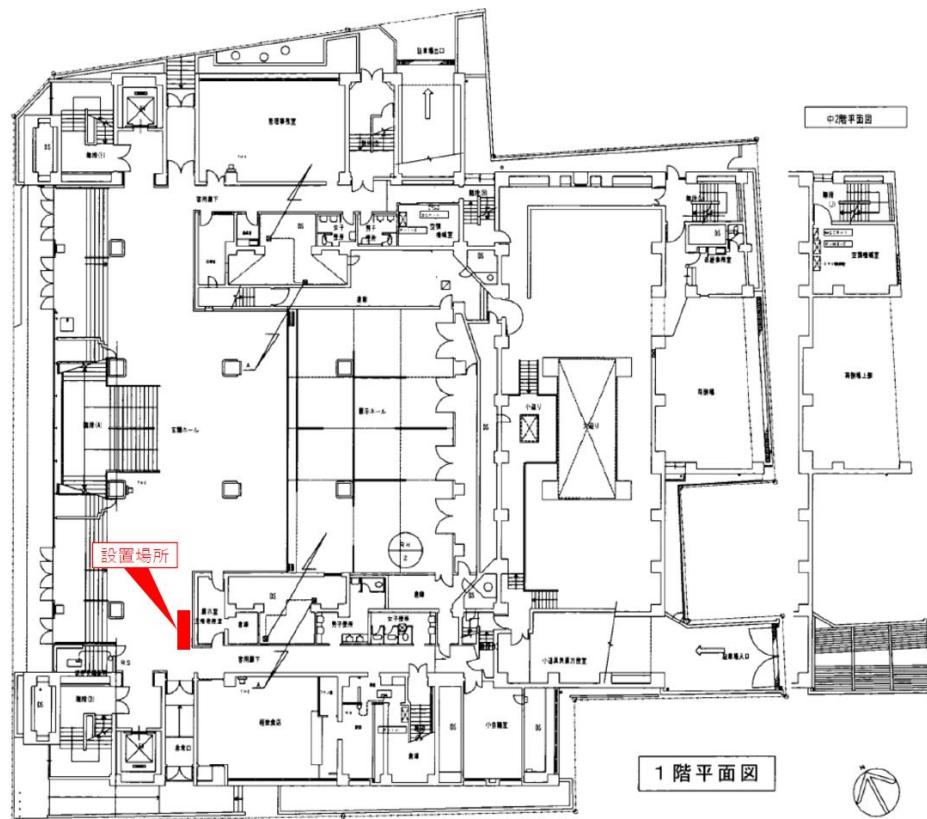
- (1) 提出資料の作成、提出、プレゼンテーション及び本プロポーザルに係る一切の費用は、応募事業者が負担する。
- (2) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。ただし、台東区が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (3) 提出された書類は一切返却しない。
- (4) 区からの指示がない限り、書類提出後の追加の資料提出や差替は認めない。
- (5) 郵便等の事故、その他いかなる事情により提案された書類が区に届かない場合、区は一切の責任を負わないものとする。
- (6) 参加申込関係書類の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに事務局まで連絡のうえ、参加辞退届(様式4)を郵送又は持参にて提出すること。
- (7) 本事項に内容を追加し、又は修正する場合は、適宜台東区公式ホームページへ公表する。

16 事務局

東京都台東区東上野4-5-6 台東区役所 3 階

区民部区民課区民施設係

電話 03-5246-1123



イメージ



大きさの目安

高さ2650mm×横3000mm×奥行700mm 程度